

「DeNA不当条項差止請求事件について」

弁護士 長田 淳



はじめに(適格消費者団体による差止請求訴訟)

「当社は、一切損害を賠償しません。」「当社は一切責任を負いません。」「当社は、いかなる理由があろうとも返金いたしません。」みなさんは、ネット通販や様々な契約の利用規約、会員規約でこのような文言を目にしたことはありませんか？
これらの文言が書いてあれば、本当に責任を負わなくていいのでしょうか？

答えはNOです。

消費者契約法8条1項は、消費者契約(事業者と消費者の契約)の条項において、事業者の債務不履行や不法行為に基づく損害賠償義務を全部免責する規定は無効であるとさだめています。

ただし、事業者の利用している規約条項が無効であることを裁判で主張するためには、ご自身に個別に権利が侵害されたという損害がなければなりません。法律上無効であるとさだめられているのに、損害がでるまで無効と認められないというのはおかしいですよね。

このようなときのために、消費者

被害を防止する観点から、事前にその条項を使用した契約や勧誘行為の差止を裁判上請求する権利を認められている団体が存在します。それが、全国に約30存在する「適格消費者団体」です。「適格消費者団体」による差止請求訴訟は、我が国の訴訟制度の中でも特別な制度です。

今回は、私が副理事長をつとめる適格消費者団体「NPO法人埼玉消費被害者をなくす会」が、株式会社ディー・エヌ・エー(以下、「DeNA」といいます)に対して訴訟提起し、勝訴した差止請求訴訟の判決とその意義をご紹介します。

2 事案の概要

(1) DeNAが使用していた条項

DeNAは、モバゲーというゲームサイトの利用規約の中で、
・7条3項「当社の措置により損害が生じても当社は一切損害を賠償しません。」
という条項を使用していました。
この条項の前提となる7条1項という条項では、
・1項「モバゲー会員が以下の各号に該当した場合、当社は、当社の定める期間、本サービスの利用を認めないこと、又は、モバゲー

会員の会員資格を取り消すことができるものとします。ただし、この場合も当社が受領した料金を返還しません。」

- a 登録個人情報に虚偽・不正・重複した会員登録(※概要)
- b 本サービスを利用せずに1年以上が経過した場合
- c 他のモバゲー会員に不当に迷惑をかけた当社が判断した場合
- d 本規約及び個別規約に違反した場合
- e その他、モバゲー会員として不適切であると当社が判断した場合

と規定されていました。

この中で、特に問題と思われるのが、c号・e号です。この条項からは、DeNAが、自分の判断で、他のモバゲー会員に迷惑を掛けたか、会員として不適切であると判断した場合には、会員資格を取り消すことができ(7条1項)、会員資格を取り消したことによって消費者に生じた損害は、一切賠償しなくていいということになります(7条3項)。

実際にも、会員資格を取り消された消費者がその理由がわからないので問い合わせをしたところ、この条項をたてに具体的理由も説明されない上に、返金対応も一切されなかったという苦情がありました。

(2) 訴訟の提起

なくす会は、この7条3項が事業者の損害賠償責任を全部免責する条項で無効だということで訴訟を提起しました。DeNAは、他にも同様の条項を用いていましたが、訴訟提起後、それらの条項は自ら変更しました。しかし、この7条3項の条項だけは変更しないで裁判で争ってききました。

(3) DeNAの主張

DeNAは、この条項が不当条項にあたらない理由について、次のように主張してきました。

7条3項は、7条1項を前提とする規定であって、7条1項の適用は、c、e号も当社が全く自由な裁量で判断するわけではなく、合理的な資料に基づく合理的な判断を前提とする。また、7条1項の適用をDeNAが、誤って適用した場合には、結果としてその措置は7条1項に基づく措置とはいえず、7条3項の適用はないことになる。7条3項は当社の措置に債務不履行や不法行為がないことが前提となるから、損害賠償責任の免責規定ではない。

わかりにくいのですが要は、DeNAは、7条3項については、「当社が客観的に正しく7条1項を適用した場合に限った規定で、その場合には

損害を賠償しないという規定である。」「正しく7条1項の適用をしなかった場合には、7条3項は適用されず、結果として損害は賠償されるのだから、7条3項は、消費者契約法8条に違反しない。」と主張したのです。

(4) DeNAの主張の問題点

DeNAのこの主張は、条項が適用される範囲を自ら限定的に解釈することによって不当条項性を免れようとするものです。合理的な意思解釈による限定解釈などといわれ、個別の訴訟では、結論の妥当性を図る手法として一般的に用いられています。

しかし、差止請求訴訟でこの手法を事業者が主張することが広く認められると、事業者は訴訟等になった段階で、このような主張をすることによって敗訴を免れ、不当条項として機能する条項がそのまま残ることになってしまいます。

さらに言うと、適格消費者団体の差止め請求訴訟自体がほとんど機能しない結果となってしまうのです。

(5) 消費者契約法3条

また、消費者契約法3条1項1号は、「消費者契約の条項を定めるにあたっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が、その解釈に

ついて疑義が生じないほど明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮すること」と定められています。なくす会は、この条項の趣旨からいっても、DeNAの主張するような解釈は不明確で採用できないと主張しました。

3 控訴判決の内容

東京高裁は、原審(なくす会の勝訴と判断したさいたま地裁判決)の理由(著しく不明確な意味の条項は差止請求制度の趣旨に照らして限定的に解釈することは許されず、不当条項に該当する)に加えて、消費者契約法第3条1項の趣旨を原審よりも強調し、消費者契約においては、不当条項を免れるための合理的限定解釈は極力控えるべきであるとして、差止請求を認めた原審を維持し、DeNAの控訴を棄却しました。なくす会の全面勝訴といえる判決です。

4 判決の意義

この判決は、事業者が、条項の意味を意図的に狭く解釈することによって、不当条項であるという指摘から逃れようとすることを原則として許されないことを端的に指摘しています。もし、DeNAの主張が通って

5 終わりに

みなさまにもこういった適格消費者団体の活動に関心をもってもらい、応援してもらえたいへん嬉しいです。また、不当な条項や不当勧誘などの疑いがある場合には、「埼玉消費者被害者をなくす会」や地元の適格消費者団体に情報を提供してください。私もなくす会の一員として、消費者被害の事前予防被害回復に尽力していきたいと思っています。

